

公的保険制度について、理解を深めるために

- 様々なリスクに備える保険には大きく分けて
公的保険と**民間保険**の2種類があります。
- 公的保険の保障内容を理解したうえで
必要に応じた民間保険に加入することが重要です。

公的保険制度の
詳細はこちら



WEB版「ご契約のしおりー定款・約款」のご案内

アドレスと検索コードから閲覧

- 1 以下のアドレスにアクセス

アドレス <https://inscloud.jp/ak/04/>

- 2 検索コードを入力して「検索」をクリック

検索コード **0499041006**

QRコードから閲覧



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

※お申込後でも冊子版を希望される場合はご請求いただけます。
ご希望の場合、ニッセイダイレクト事務センターまでご連絡ください。
(お申込時に冊子版をご希望いただいた場合は不要です。)

ご検討にあたっては、当書面と「**例表**」または「**提案書**」をあわせてご確認ください。

お申込みにあたっては、クーリング・オフ制度、お支払事由の詳細や制限事項等、契約内容に関する重要な事項について記載している当書面と「**ご契約のしおりー定款・約款**」を必ずご確認ください。

詳しくは、保険販売資格をもつ募集人までお気軽にご相談ください。

募集代理店(三菱UFJ銀行)からのご説明事項

- 「夢のかたちプラス」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「夢のかたちプラス」は日本生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱UFJ銀行は「夢のかたちプラス」の引受保険会社である日本生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さまへの募集について規制があります。
三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。



(お問合せ、ご照会)
募集代理店

MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行コールセンター〔保険〕
0120-860-777
月～金曜日9:00～17:00(祝日・12/31～1/3等を除く)
<https://www.bk.mufg.jp>

2025年4月現在 (No.05604)

(ご契約内容のご照会)
日本生命保険相互会社

ニッセイダイレクト事務センター
0120-562-186 (通話料無料)
〔受付時間〕 月～金曜日 9:00～17:00
(祝日、12/31～1/3を除く)
ホームページ <https://www.nissay.co.jp>

TP

(Ⓢ日本25-415,25/4/1,金融法人管理G)MU-YM21M

2025年4月版

商品動画は
こちら



夢のかたちプラス



ニッセイ予定利率変動型一時払通増終身保険(毎年通増型)
〈予定利率変動型一時払通増終身保険(有配当2013)〉



「万一のとき」
だけではない
サポート!

ニッセイ予定利率変動型一時払通増終身保険の被保険者様は、
ベストドクターズ®・サービス をご利用になれます。

ご契約前に必ずお読みください

契約概要／ 注意喚起情報 兼 商品パンフレット

- 「契約概要／注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ、記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 特に、死亡保険金をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益となることが記載された部分については、必ずご確認ください。
なお、現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合は、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので、十分ご注意ください。



この商品は日本生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

募集代理店

MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行

引受保険会社

日本生命保険相互会社
NISSAY

この保険の引受保険会社は日本生命保険相互会社です。株式会社三菱UFJ銀行は日本生命保険相互会社の募集代理店です。

「想いをカタチに」。日本生 命からのご提案です。

相続対策、できていますか？

これからの人生を充実させるために、実は大切になるのが相続対策。

次の世代へ引継ぐ準備ができていれば、セカンドライフ*をより安心して、思う存分 楽しめることでしょう。

あなたの大切な人への想いを、「夢のかたちプラス」に託してください。



まとまったお金をのこせる
「終身保険」は
相続対策に役立ちますが…。

これから
入れる
かしら？

健康状態
とかで
難しいかも



夢のかたち^{プラス}なら大丈夫。 90歳まで、告知なしで申込みます。

健康 状態や職業等の告知なしで一生涯の死亡保障を確保できます。

相 続対策に、生命保険ならではのメリットを
ご活用いただけます。

のこしたい人に
のこせるわね

自分で使うことも
できるね

ノコリス



ツカリス



まずは、「相続」について考えてみましょう。

*「セカンドライフ」とは「退職後の生活」を意味しています。

お客さまのこれからを、トータルにサポートします。➡ P.9-12 をご確認ください。

ベストドクターズ®・サービス

SalivaChecker® サリパチェッカー® 有償

認知症・介護 / あなたのそばの
コンシェルジュ
～認知症・介護の相談窓口～

老後も、その後も、自分らしく。
GranAge Star 有償
グランエイジ スター

ニッセイ
ご遺族 あんしんサポート

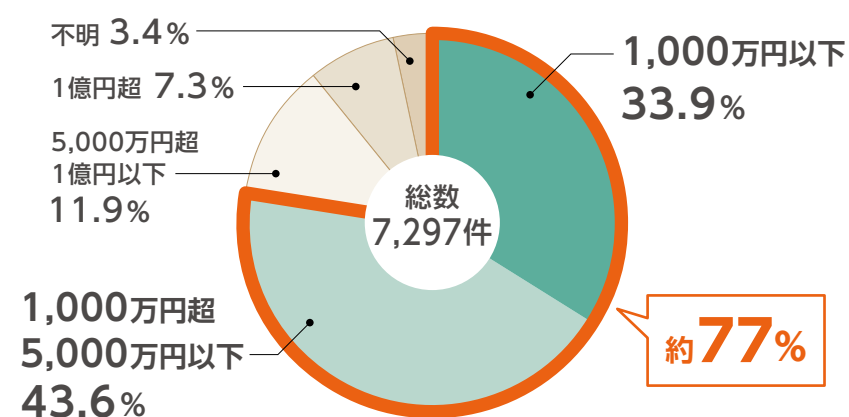
契約者代理制度

「相続」にはこんな心配も…

遺産の分け方で、争いになることもあるようです。

遺言書がない場合、通常、遺産の分け方は相続人同士の話し合い(遺産分割協議)で決めます。遺産をめぐる協議は思わぬ方向にいくこともあります。

遺産分割事件のうち認容・調停成立件数(遺産の価額別)



遺産分割のもめごとは、**遺産5,000万円以下が7割超**

出典：最高裁判所「令和5年司法統計年報(家事編)」より作成



相続でもめるのは、遺産が多いからじゃないのね

お金をすぐに引出せないことがあります。

相続が発生すると、通常、亡くなった方の財産は凍結されます。現金受取までには時間がかかる一方、すぐに必要になるお金もあります。

相続発生から現金受取までの手続き(預貯金の場合)

財産の凍結・確定

遺産分割協議

遺産分割協議書の作成

- 相続人全員の署名、押印、印鑑証明
 - 戸籍謄本など
- が必要

名義の変更

現金受取

※預貯金債権の払戻し制度により、所定の手続きを経て、遺産分割終了前に一定額の払戻しを受けることもできます(ただし、戸籍謄本などの書類が必要になります)。

すぐに必要なお金も…

●葬儀費用 平均**191万円***1
(葬儀一式費用、寺院への費用、通夜からの飲食接待費の合計)

●お墓代 平均**173万円***2
(新たに購入する場合に必要なと思われる費用)

*1 出典：(株)ユニクエスト調べ

*2 出典：エフビー教育出版「令和3年サラリーマン世帯生活意識調査」

遺産の額によっては、相続税がかかるかもしれません。

相続税は相続財産の評価額をもとに決まり、預貯金は100%が評価額となります。また、税制改正により相続税の課税対象となる方が増えています。

遺産にかかる基礎控除額の引下げ(2015年税制改正)

改正前 $5,000万円 + 1,000万円 \times \text{法定相続人の数}^{*3}$

改正後 $3,000万円 + 600万円 \times \text{法定相続人の数}^{*3}$

*3 法定相続人の数は、相続を放棄した人がいても、その放棄がなかったとした場合の相続人の数です。ただし、法定相続人の数に含める養子の数は限られます(被相続人に実子がいる場合は1人、実子がいらない場合は2人まで)。

相続税の課税対象者は約**2.6倍に**

課税対象者
56,239人

2014年

出典：国税庁「統計年報」より作成

課税対象者
150,858人

2022年

相続税は、相続発生後**10カ月以内**に原則、現金で納める必要があります。

仲良く分けてくれるかしら？



当面のお金に困らないかな？



相続税はかかるのかしら？



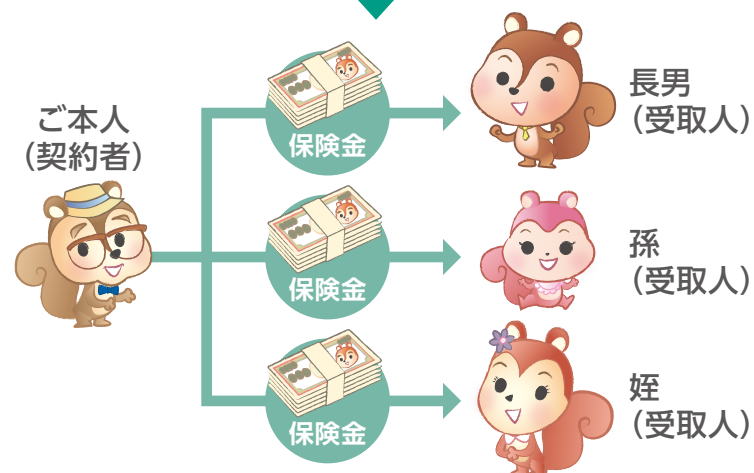
そこで… 生命保険がお役に立てるかもしれません。

相続対策に、生命保険ならではのメリットをご活用いただけます。

家族に のこす

メリット 1 お金に「宛名」をつけられます

死亡保険金は、受取人固有の財産。
あなたが決めた受取人へ。



被保険者から見た続柄が「配偶者または3親等内の親族」の範囲から受取人を指定できます。
受取人は複数指定することや途中で変更することもできます。

➡ 死亡保険金受取人の指定範囲は P.18-19 をご確認ください。

死亡保険金は、原則、遺産分割協議の対象外となります。

※ただし、相続人との間で著しい不公平が生じる場合はこの限りではありません。

メリット 2 すぐに使うことができます

受取人からの請求により、
1週間程度で死亡保険金を
受取ることが可能。^{*1}



相続時にすぐに使える資金を
現金で準備できます。

※1 死亡保険金をお支払いするための確認等が必要な場合はこの限りではありません。

メリット 3 相続税の非課税枠があります

非課税枠までの死亡保険金には、
相続税がかかりません。

500万円 × 法定相続人の数^{*2}



法定相続人が3人なら
1,500万円が非課税枠

契約者・被保険者が同一人の場合、死亡保険金は相続税の課税対象となります。受取人が相続人^{*3}のとき、他の死亡保険金等と合算のうえ、死亡保険金の非課税枠を活用することができます。

死亡保険金のうち、非課税枠を
超えた部分が課税対象となります。

※2 法定相続人の数は、相続を放棄した人がいても、その放棄がなかったとした場合の相続人の数です。ただし、法定相続人の数に含める養子の数は限られます(被相続人に実子がいる場合は1人、実子がいない場合は2人まで)。

※3 相続を放棄した人や相続権を失った人は含まれません。

自分で つかう

将来お金が必要になったら、死亡保障にかえて、 ご自身で受取り自由に使うことができます。

- 一定期間経過後は解約払戻金額が一時払保険料を上回るの
- ご契約後15年目までの解約払戻金額は、ご契約時に円で確
- 解約払戻金は、一括で受取る方法と、減額(一部解約)して

※4 ご契約後一定期間内に解約された場合の解約払戻金額は、一時払保険料を下回ります。また、適用されている予定利率等によっては、解約払戻金額が増加しないことがあります。



ふえる円建ての死亡保険金。大切なご資産を確実にのこせるから安心です。

申込み 90歳まで、告知なしで申込みが可能

- 50歳から90歳まで、健康状態や職業等の告知なしで、お申込みが可能です。
- 保険料のお払込みは、ご加入時の1回のみです。

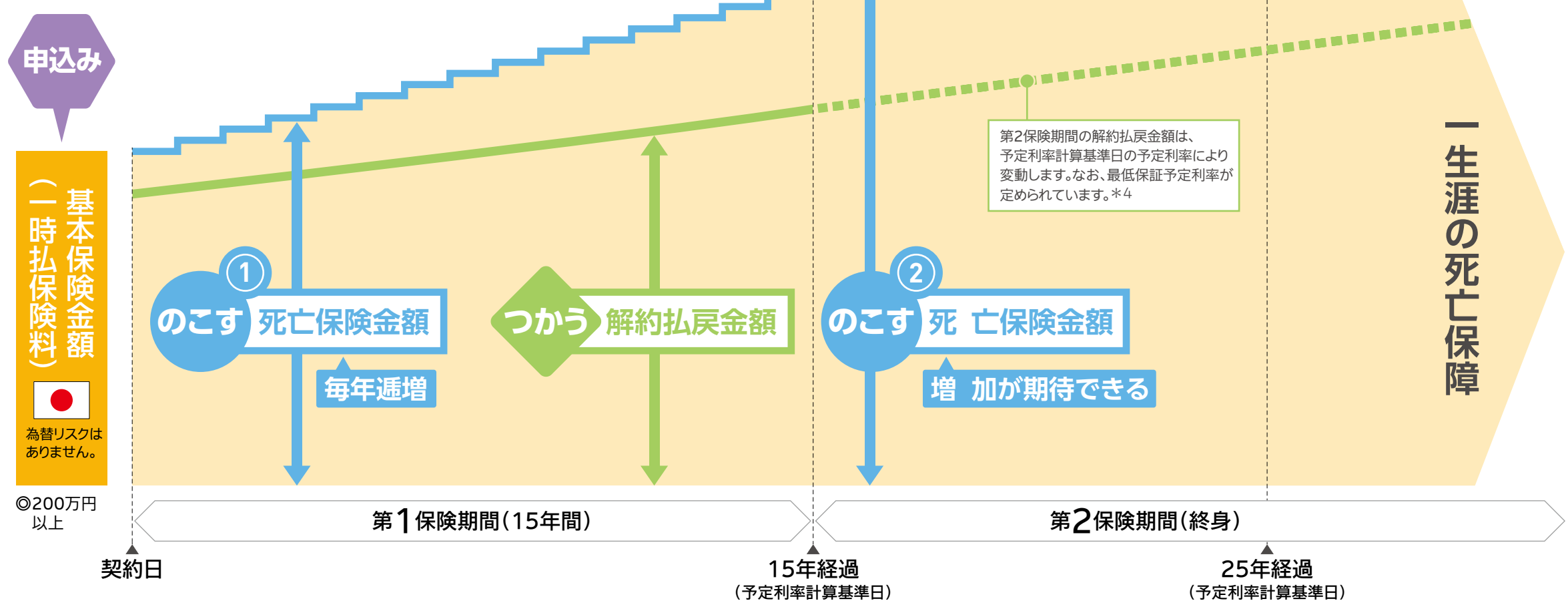
のこす 死亡保険金額は毎年増加

- ご契約後15年目までの死亡保険金額はご契約時に確定します。この間は、基本保険金額が増加します。(1)
- ご契約後15年経過以後は、10年ごとに国債の流通利回り等に応じて死亡保険金額の増加が期待できます。(2)*1

つかう ご契約後15年目までの解約払戻金額は契約時に確定

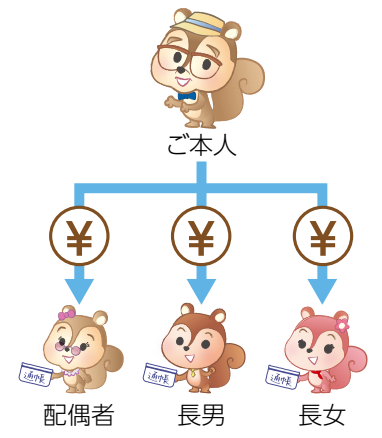
- ご契約後15年目までの解約払戻金額はご契約時に確定します。
- 解約払戻金額は期間の経過とともに増加し、一定期間経過後は一時払保険料を上回るため、着実な資産形成が期待できます。*2*3

〈イメージ図〉



ポイント 死亡保険金は、受取人ごとに直接送金できます。

複数の死亡保険金受取人をご指定いただいた場合、死亡保険金を、代表者の口座だけではなく、受取人ごとの口座にお支払いすることができます。



！ ご注意

*1 15年経過以後は、予定利率計算基準日の予定利率が、最低保証予定利率を上回っている場合は、死亡保険金額が増加します。ただし、予定利率計算基準日における被保険者の年齢が106歳以上の場合は死亡保険金額は増加しないことがあります。

*2 ご契約後一定期間内に解約された場合の解約払戻金額は、一時払保険料を下回ります。

*3 適用されている予定利率等によっては、解約払戻金額が増加しないことがあります。

*4 最低保証予定利率は第1保険期間の予定利率により異なります。詳細は「契約概要P.18」をご確認ください。

用語のご説明

- **基本保険金額**とは、死亡保険金を支払う場合の基準となるもので、一時払保険料と同額となります。ただし、ご契約締結後にその金額が減額されたときは、減額後の金額となります。
- **第1保険期間**とは、契約日から15年間をいいます。
- **第2保険期間**とは、第1保険期間満了日の翌日から終身にわたる期間をいいます。
- **予定利率**とは、毎月1日に国債の流通利回り等をもとに設定され、将来の資産運用による一定の運用収益をあらかじめ見込み、保険金額の計算に適用される率をいいます。予定利率は、一時払保険料から契約初期費用、死亡保障、契約維持に関する費用等を差引いた金額に対して適用される利率です。一時払保険料が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。
- **予定利率計算基準日**とは、ご契約に適用されている予定利率が更改される日をいいます。この保険では次に定める日となります。
＜第1回予定利率計算基準日＞
契約日から15年後の契約応当日
＜第2回以後の予定利率計算基準日＞
直前の予定利率計算基準日の10年ごとの契約応当日
- **通増率**とは、第1保険期間中、死亡保険金額が基本保険金額に対して毎年増加する所定の割合のことで、契約日における予定利率、被保険者の年齢、性別に応じて、このご契約に適用される率をいいます。
- **最低保証予定利率**とは、第2保険期間に適用される、最低保証されている予定利率のことをいいます。なお、最低保証予定利率は第1保険期間には適用されません。

商品パンフレット

契約概要

注意喚起情報

早見表

ご利用いただけるサービス

がんなどの重い病気の時には、3つのサービスでサポートします。

ベストドクターズ®・サービス

優秀な専門医 (Best Doctors in Japan™) の中から治療やセカンドオピニオンの取得に適した日本の医師等を無料でご紹介します。

こんなときに使える！

- 治療が必要ときに信頼できる優秀な専門医を無料で紹介します
- 病院に受診することなく、優秀な専門医と電話相談ができます
- 優秀な専門医が在籍する病院・診療科をご案内します

お電話・ご相談できる方

所定の保険にご加入の **被保険者**

紹介無料

だ液を採取・送付し、複数のがんのリスクを確認できる検査キットです。

SalivaChecker® サリバチェッカー®

複数のがんのリスクをそれぞれの部位ごとに算出できます。(有償)
さらに、検査結果について株式会社サリバテックCEOもしくはそれに準ずる医師に無料で相談が可能です。

こんなときに使える！

- 自宅でがんのリスクを確認したい
- 検査結果を専門家に相談してみたい

ご利用できる方

所定の保険にご加入の **被保険者**

有償

認知症や介護の課題は人それぞれ。電話や訪問でお話をうかがいます。

**認知症・介護 あなたのそばの
コンシェルジュ**

ニチイ学館の有資格者(ケアマネジャー等)が認知症や介護に関する不安・悩み等の相談を電話や訪問でお受けします。
また、必要に応じて、適切な窓口や専門家等の情報をご提供します。
※介護施設や医療機関等へのお取次ぎ・予約手配は対応しておりません。

こんなときに使える！

- 認知症や要介護状態になったときに備えて、今からできることを知りたい
- 離れて暮らす高齢の両親が心配

ご利用できる方

所定の保険にご加入の **契約者・被保険者等**

相談訪問無料

生前から死後までお客さまをサポートするシニア向けサービスです。

GranAge Star

老後も、その後も、自分らしく。
身元保証・生活支援・任意後見・死後事務サービスをご提供します。
※サービスをご利用いただくためには、各サービス提供法人とご契約する必要があります。
※地域によっては当サービスの対象外となる場合があります。

こんなときに使える！

- 入院等の際に求められる身元保証人や連帯保証人等を頼める身近な人がいない

お申込みできる方

すべてのお客さま

有償

相続手続は不慣れなことの連続。専門家のお手伝いがあると安心です。

**ニッセイ
ご遺族 あんしんサポート**

万一のとき、ご遺族が行うさまざまな相続に関する手続きをトータルでサポート。
相続の疑問について、無料でご相談をお受けします。
手続代行やお手続内容に応じた専門家(有料)もご紹介いたします。

こんなときに使える！

- 相続税の申告等、わからないことだらけ…何から対応すべきか知りたい

ご利用できる方

被保険者死亡時の **死亡保険金受取人**
※死亡保険金受取人がサービスを利用することが困難な場合、所定の範囲内のご親族も利用可能です。

相談紹介無料

お申込み・ご利用にあたって必ずお読みください。

各サービスは、日本生命の提供する保険またはサービスではありません。
ご利用に関して生じた損害について日本生命は責任を負いません。

ベストドクターズ・サービスについてのご留意点

- Best Doctors®、ベストドクターズ、Best Doctors in Japanは米国およびその他の国におけるBest Doctors, Inc.の商標です。Best Doctors, Inc.は、グローバルバーチャルケアリーダー、Teladoc Health, Inc.の一員です。
- ベストドクターズ・サービス(以下、「当サービス」)は、ニッセイ 予定利率変動型一時払通増終身保険等の所定の保険にご加入の被保険者にご利用になります。なお、被保険者ご本人が病名をご存知ない場合等には、被保険者の所定のご家族の方がご利用になります。(この場合、被保険者が利用された場合と同様のお取扱いとなります。)
- 当サービスは、所定の疾患と診断確定された場合ご利用になれます。
- 対象疾患1症例につき最大で3名の専門医を紹介いたします。(紹介は1名ずつとなります。)
- 優秀な専門医とは、テラドックヘルスインターナショナル社が多数の医師に対して実施したアンケートをもとに選出した、医師が推薦する名医です。
- 治療費・セカンドオピニオンの取得にかかわる費用等は全て利用者ご本人でご負担いただきます。

サリバチェッカー®についてのご留意点

- サリバチェッカー®の商標は、株式会社サリバテックに帰属します。
- サリバチェッカー®は、ニッセイ 予定利率変動型一時払通増終身保険等の所定の保険にご加入の被保険者にご利用になります。
- 本検査キットは、だ液を調べてがんのリスクをチェックするものであり、がんやその他の疾病を特定・確定し、診断できるものではありません。早期発見を約束するものではなく、がんの発見に役立てるためのリスクチェック検査です。
- 株式会社サリバテックCEOもしくはそれに準ずる医師に相談する場合、追加の相談費用は不要です。(相談後、診察が必要となった場合の、診察費用等の追加費用は全て利用者ご本人でご負担いただきます。)
- その他の相談できる医療機関については、株式会社サリバテックのホームページで公開しています。(相談費用または診察費用などがかかります。)

認知症・介護 あなたのそばのコンシェルジュについてのご留意点

- 認知症・介護 あなたのそばのコンシェルジュは、ニッセイ 予定利率変動型一時払通増終身保険等の所定の保険の契約者・被保険者・死亡保険金受取人・定期支払金受取人・生存給付金受取人・指定代理請求人・契約者代理人(以下、「申込者」)がお申込みできます。電話・訪問相談できる方は、申込者または契約者・被保険者のご家族(2親等以内)となります。
- 訪問日時はご相談のうえ、決定させていただきます。
- 介護訪問相談自体は無料ですが、相談を受けるにあたり必要な諸経費(利用者ご本人の交通費等)は、全て利用者ご本人でご負担いただきます。

GranAge Starについてのご留意点

- GranAge Star内の各サービスは、すべてのお客さまにご利用になります。
※日本生命との間で生命保険契約がないお客さまもご利用になります。
- GranAge Star内の各サービスをご利用いただくためには、以下の各サービス提供法人とご契約する必要があり、身元保証、生活支援、任意後見、死後事務のいずれかのサービスについてサービス提供法人と契約が成立した場合に、暮らしのサポートデスクをご利用いただくことができます。
<サービス提供法人>
 - 身元保証、生活支援、任意後見、死後事務サービス:公益社団法人シニア総合サポートセンター等
 - 暮らしのサポートデスク:クラブツーリズム株式会社、総合警備保障株式会社
- GranAge Starに関して日本生命にご提供いただく個人情報、GranAge Starのご案内、GranAge Starの提供・維持管理、GranAge Starの充実、およびその他付随する業務に必要な範囲においてのみ利用します。
- 日本生命はGranAge Star内の各サービス提供法人との間で、お問合せに関する情報およびご加入の有無に関する情報を相互利用いたします。

商品パンフレット

契約概要

注意喚起情報

早見表

契約者代理制度

※記載の内容は2025年4月現在のものであり、今後変更または廃止する場合があります。

ニッセイご遺族あんしんサポートについてのご留意点

- ニッセイご遺族あんしんサポートの提供はその内容に応じ、相続あんしんサポート株式会社、税理士法人、司法書士法人、行政書士法人等が担当いたします。有料サービスをご利用の場合は、サービス内容に応じた専門家(法人)と契約を結んでいただきます。

記載の内容は2025年4月現在のものであり、今後各サービスの内容を変更または廃止する場合があります。各サービスのご利用の際には、諸条件があります。各サービスの詳細や各サービス提供会社の利用規約につきましては、日本生命ホームページをご確認ください。

お問合せ先はこちら

※各種サービスに関するお問合せは、日本生命ホームページにてご案内の専用ダイヤルへご連絡ください。



ホームページ

<https://www.nissay.co.jp>

日本生命

検索

日本生命トップページ⇒金融機関窓口販売商品のログイン⇒専用サービスへアクセスください。

ご契約後に日本生命より郵送する書類

※記載の内容は2025年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

ご契約後

① 保険証券等

発送時期 契約日の翌営業日以降
(通常、お申込みから約10日後)

「生命保険料控除証明書」を同封いたします。
また、マイナンバー登録に関するご案内を別送いたします。



<契約者代理人を指定した場合(別送)>

- 「保険契約者代理人」の指定手続完了のお知らせ／保険契約者代理人へのお知らせ

発送時期 契約日の翌営業日以降
(通常、お申込みから約10日後) **送付先** 契約者／契約者代理人

制度の内容や契約の概要などが記載された「保険契約者代理人へのお知らせ」は、契約1年後より年1回の契約応当日以降にも契約者代理人へ送付いたします。

保険期間中

② ご契約内容のお知らせ

発送時期 契約1年後より年1回の契約応当日以降

契約の基本内容や作成日時点の解約払戻金額等を記載しております。



この他、日本生命の事業活動や相互会社の仕組み等についてのお知らせを定期的に送付いたします。

解説動画はこちら▶



例えば、こんなご不安はありませんか？

契約者が将来、認知症などで意思表示が難しくなった…

契約者のために、
まとまったお金が
必要になるのに
保険の解約ができないな…

そもそも
どんな内容の保険に
入っていたんだっけ…

契約者じゃないと
手続きできないのは、
困ったな



契約者代理制度を活用すれば安心です。

契約者代理制度のポイント

① 契約者代理人をご指定いただけます。

契約者代理人に日本生命より制度・契約の概要などをお知らせします。

② 契約者代理人と契約内容を共有いただけます。

毎年、契約者代理人に日本生命より制度・契約の概要などをお知らせします。
契約者代理人は契約内容について日本生命にお問合せいただけます。
※一部お問合せ内容によっては、ご回答できない場合があります。

③ 契約者が意思表示困難な状態になった場合、 契約者代理人に、代わりにお手続きいただけます。

※一部対象外のお手続きがあります。
※お手続きの内容によっては、保険金等の受取人の同意等が必要になる場合があります。

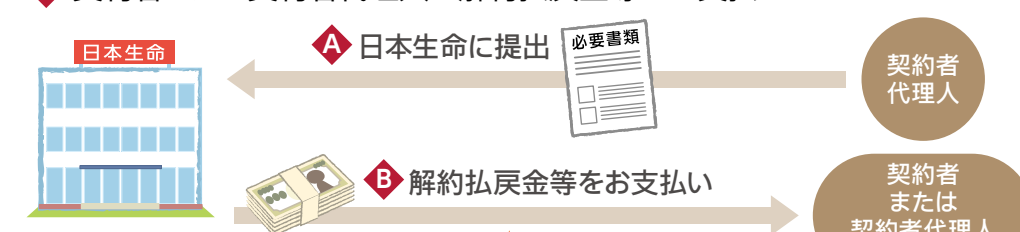
➡ 契約者代理人の指定範囲・代理対象手続きはP.17-19、通知物はP.11をご確認ください。

契約者代理人に
通知でお知らせ
します!



<解約手続きの例>

- ◆A 契約者代理人が必要書類を日本生命に提出
- ◆B 契約者または契約者代理人に解約払戻金等をお支払い



契約者代理人口座でもお受取りが可能です。
※契約者口座でしかお受取りできない場合もあります。

これなら、何かあっても安心だね。





契約概要

この契約概要には、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

- ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- ここで記載しているお支払事由やお支払いに際しての制限事項およびご契約の内容に関する事項等は、概要や代表事例です。

お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに
主な保険用語の説明等につきましては  **ご契約のしおり一定款・約款** を
ご確認ください。

	記載ページ
引受保険会社の名称および住所等	P.15
1 保険のしくみ	P.15
2 予定利率・遡増率	P.16
3 保障内容	P.16
4 解約払戻金	P.16
5 契約者代理制度	P.17
6 引受条件 (2025年4月現在)	P.18
7 配当金	P.19

用語のご説明

※基本保険金額とは、死亡保険金を支払う場合の基準となるもので、一時払保険料と同額となります。
ただし、ご契約締結後にその金額が減額されたときは、減額後の金額となります。
※第1保険期間とは、契約日から15年間をいいます。
※第2保険期間とは、第1保険期間満了日の翌日から終身にわたる期間をいいます。

※予定利率とは、毎月1日に国債の流通利回り等をもとに設定され、将来の資産運用による一定の運用収益をあらかじめ見込み、保険金額の計算に適用される率をいいます。予定利率は、一時払保険料から契約初期費用、死亡保障、契約維持に関する費用等を差引いた金額に対して適用される利率です。一時払保険料が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。
※予定利率計算基準日とは、ご契約に適用されている予定利率が更改される日をいいます。

引受保険会社の名称および住所等

- 引受保険会社 日本生命保険相互会社
〒541-8501 大阪府大阪市中央区今橋3-5-12
- ご契約に関するご要望・苦情等につきましては
〒113-8661 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコート
ニッセイダイレクト事務センター
0120-562-186 (通話料無料)
受付時間:月～金曜日9:00～17:00(祝日、12/31～1/3を除く)
ホームページアドレス
<https://www.nissay.co.jp>

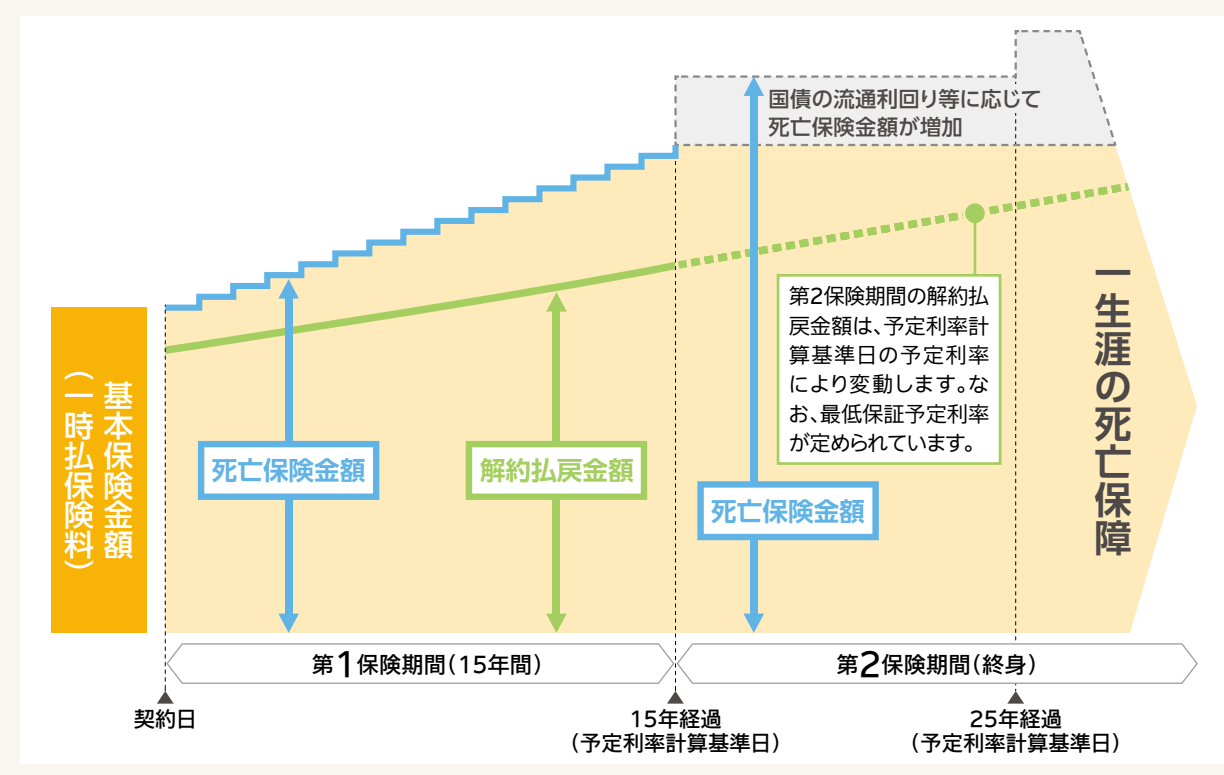
1 保険のしくみ

保険名称 ニッセイ予定利率変動型一時払通増終身保険(毎年通増型)

この保険は、万一の保障を一生にわたり確保いただける終身保険であり、以下の特徴があります。

- ①ご契約後15年間は、基本保険金額に対して毎年一定の割合(通増率)で死亡保険金額が増加します。
- ②ご契約後15年経過以後は、10年ごとに国債の流通利回り等に応じて死亡保険金額の増加が期待できます。

イメージ図



※イメージ図はP.7-8もご確認ください。

2 予定利率・通増率

- 予定利率とは、保険金額の計算に適用される率です。
毎月1日に国債の流通利回り等をもとに設定され、契約日における予定利率はご契約後15年間(第1保険期間)保証されます。
- ご契約後15年経過以後(第2保険期間)の予定利率は以下の予定利率計算基準日に更改され、更改後の予定利率は次の予定利率計算基準日まで10年間保証されます。
〈第1回予定利率計算基準日〉
契約日から15年後の契約応当日(第2保険期間開始日)
〈第2回以後の予定利率計算基準日〉
直前の予定利率計算基準日の10年ごとの契約応当日
- 通増率とは、第1保険期間中、死亡保険金額が基本保険金額に対して毎年増加する所定の割合のことです。契約日における予定利率、被保険者の年齢、性別に応じて適用されます。

3 保障内容

- 被保険者が亡くなられたとき、死亡保険金をお支払いします。
お支払いする死亡保険金は、死亡した日における死亡保険金額です。

保険期間	死亡保険金額
第1保険期間*1 (15年間)	基本保険金額*2 + (基本保険金額 × 通増率 × 被保険者の死亡日までに契約応当日が到来した回数)
第2保険期間*3 (終身)	基本保険金額*2 + (基本保険金額 × 通増率 × 15)

- *1 被保険者の死亡日における解約払戻金額が上記計算式により計算される金額を上回る場合は、死亡保険金額は解約払戻金額と同額となります。
- *2 減額した場合、減額後の金額となります。
- *3 予定利率計算基準日の予定利率が、最低保証予定利率を上回っている場合は死亡保険金額が増加します。
ただし、予定利率計算基準日における被保険者の年齢が106歳以上の場合は死亡保険金額は増加しないことがあります。

4 解約払戻金

- 解約した場合、解約払戻金をお支払いします。
- 解約払戻金額は、経過した年月日数により計算され、期間の経過とともに増加します。
※適用されている予定利率等によっては、解約払戻金額が増加しないことがあります。
- ご契約後一定期間内に解約された場合の解約払戻金額は、一時払保険料を下回ります。
- 解約払戻金額は、適用される予定利率、被保険者の年齢、性別により異なります。
- 基本保険金額を減額し、減額分に対応する解約払戻金を受取ることができます。

➡ P.23 もあわせてご確認ください。

5 契約者代理制度

契約者が、認知症などにより、日本生命所定のお手続きを行うことができない場合に、あらかじめ指定した契約者代理人が契約者に代わってお手続きを行うことができる制度です。当制度を利用する場合、保険契約者代理特約の付加および契約内容案内サービス規程への同意が必要です。

※特約のみの付加、サービスのみの利用はできません。

保険契約者代理特約

契約者が、認知症などにより、日本生命所定のお手続きを行うことができない場合に、あらかじめ指定した契約者代理人が契約者に代わってお手続きを行うことができる特約です。

※ご契約時または保険期間中に付加することができます。

ただし、お申し出いただいたときに、日本生命が取扱っている場合に限りです。

※契約者代理人が不要となった場合は、契約者によるお申し出により解約することができます。

また、契約者が死亡されたときなどには、この特約は消滅します。

※契約者代理人の指定範囲についてはP.18をご確認ください。

※この特約を付加する際に、契約者から契約者代理人に、契約内容や契約者代理人が代理できるお手続きの内容などをご説明ください。

代理対象手続き を行える場合	・代理対象手続きを行う意思表示が困難であると日本生命が認めた場合 ・その他代理対象手続きを行えない特別な事情があると日本生命が認めた場合
代理対象手続き	契約者代理人が行うことができるお手続きは、以下のとおりです。 ・契約者が行うことができる手続き ・契約者と死亡保険金受取人が同一人である場合における死亡保険金受取人が行うことができる手続き ・日本生命所定の特約の付加等の申出 ただし、次のお手続きは行うことができません。 ・死亡保険金受取人の変更 ・契約者の変更 ・契約者代理人の変更指定

＜代理対象手続きを行うにあたってのご留意点＞

- 契約者代理人としてお手続きできない場合があります。
詳しくは「ご契約のしおり一定款・約款」をご確認ください。
- 契約者代理人がお手続きを行う場合、お手続きの都度、契約者の意思能力の確認を行います。
- 契約者代理人がお手続きを行う場合、死亡保険金受取人の同意等が必要になることがあります。
- 解約払戻金等を契約者代理人口座で受取った場合も、解約払戻金等は契約者の一時所得となります。
- 解約払戻金等を契約者代理人口座で受取る場合は、原則、対象の契約が以下を満たしている必要があります。

代理対象手続き	判定基準	金額基準
解約	基本保険金額	1,000万円以下
減額	減額分に対応する基本保険金額	

※上記の取扱条件は2025年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

契約内容案内サービス規程

保険契約者代理特約を付加する場合、当規程への同意が必要です。当規程に同意いただいた場合、日本生命より契約者代理人に以下のサービスを実施します。

※サービスの内容は将来変更または終了になる場合があります。

- 特約の付加時ならびに定期的に、日本生命より契約者代理人へ制度・契約の概要などを送付いたします。
- 契約者代理人は契約内容について日本生命にお問合せいただけます。
※一部お問合せ内容によっては、ご回答できない場合があります。

6 引受条件（2025年4月現在）

基本保険金額 (一時払保険料)	最低	200万円(10万円単位)		
	最高*1	7億円		
保険料払込方法		一時払のみ(日本生命指定の金融機関口座へのお振込み)		
最低保証予定利率		第2保険期間に適用される予定利率は最低保証されております。 最低保証予定利率は第1保険期間には適用されません。 最低保証予定利率は第1保険期間の予定利率により異なります。		
			第1保険期間の予定利率	
		0.25%以上	0.20%以上 0.25%未満	0.15%以上 0.20%未満
最低保証予定利率		0.25%	0.20%	0.15%
増額		取扱いなし		
減額*2		取扱いあり		
被保険者年齢範囲*3		50～90歳		
保険期間		終身		
死亡保険金受取人		被保険者の配偶者または3親等内の親族		
契約者代理人		契約者は日本生命の同意を得て、契約者代理人を1名指定できます。		
契約者代理人の範囲		(1)契約者と次の関係にある人 (ア)戸籍上の配偶者 (イ)直系血族 (ウ)兄弟姉妹 (エ)同居または生計を一にしている契約者の3親等内の親族 (2)上記の他、契約者と次の関係にある人で、日本生命が認めた人 (オ)同居または生計を一にしている人 (カ)財産管理を行っている人 (キ)死亡保険金受取人 (ク)上記(オ)～(キ)と同等の関係にある人 なお、代理対象手続きを行う時においても、この範囲内であることを要します。		

*1 他に被保険者を同一とするニッセイ積立利率変動型一時払終身保険、ニッセイ予定利率変動型一時払通増終身保険、ニッセイ指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険、ニッセイ指定通貨建生存給付金付変額保険、ニッセイ指定通貨建生存給付金付特別定期保険(定率のみ型)のご契約がある場合は、それらを合算して判定
なお、外貨建保険の場合、基本保険金額(一時払保険料)を判定用の為替レートで円に換算して判定

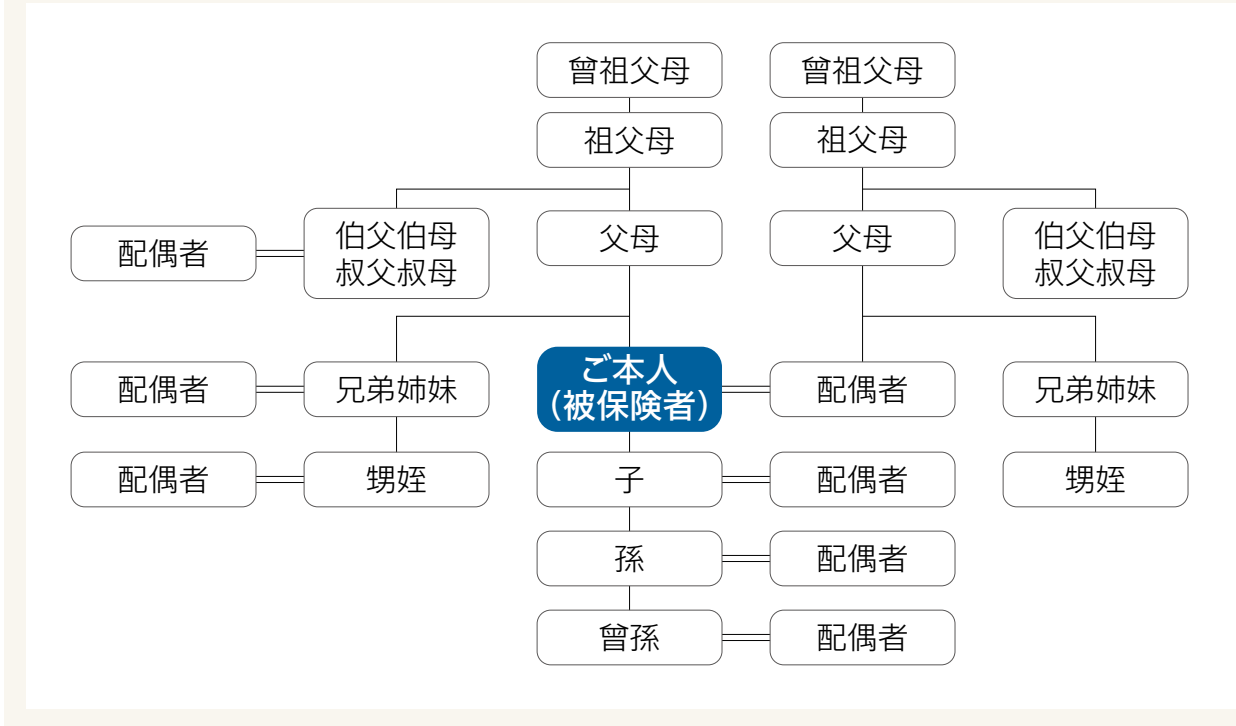
*2 減額後の基本保険金額が200万円以上となる範囲

*3 被保険者の契約日における満年齢

※この保険は国債の流通利回り等によってはお取扱いできないことがあります。

※上記内容は将来変更される場合があります。

一時払保険料等のお申込内容につきましては、ご契約の際に契約申込書にてご確認ください。



※この保険では、被保険者から見た続柄が「配偶者または3親等内の親族」の範囲から死亡保険金受取人を指定できます。
※海外に居住されている方や外国籍の方もご指定いただけます。ただし、請求や送金のお手続き等は日本国内で行う必要があります。

注意喚起情報

この注意喚起情報には、ご契約のお申込みに際し、特にご注意ください事項を記載しています。

- ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。**
- お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項等は
 **ご契約のしおり一定款・約款** をご確認ください。

	記載ページ
苦情・相談・請求等のお問合せ先	P.21
1 クーリング・オフ制度 (8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除をすることができます。)	P.22
2 責任開始の日・契約日	P.23
3 死亡保険金のご請求	P.23
4 死亡保険金をお支払いできない場合	P.23
5 解約払戻金	P.23
6 税金の取扱い(2025年2月現在)	P.24
7 現在のご契約を解約・減額して 新しいご契約のお申込みをする場合	P.25
8 相互会社運営	P.25
9 生命保険会社が経営破綻した場合等	P.25

7 配当金

この保険は有配当保険です。
日本生命の毎年の決算により剰余金が生じた場合、各契約に配当金が割当てられ、利息をつけて積立てます。
積立てられた配当金は、次のときに契約者にお支払いします。

- 契約者からの請求があったとき
- 契約が消滅したとき

日本生命の決算状況やご契約の収支状況によっては、配当金は変動し、お支払いできない場合もあります。
死亡保険金のお支払いによりご契約が消滅した場合、積立てられた配当金は、死亡保険金とともに死亡保険金受取人にお支払いします。

苦情・相談・請求等のお問合せ先

日本生命の相談窓口

〒113-8661 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコート

ニッセイダイレクト事務センター

0120-562-186 (通話料無料)

受付時間: 月～金曜日9:00～17:00 (祝日、12/31～1/3を除く)

指定紛争解決機関

この保険にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

生命保険協会の生命保険相談所では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関する様々な相談・照会・苦情を受付けております。

ホームページアドレス

<https://www.seiho.or.jp/>

なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても問題が解決しない場合、生命保険相談所内に設置された裁定審査会を利用できます。

1 クーリング・オフ制度

(8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除をすることができます。)

ご契約の申込日または注意喚起情報を受取った日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合、お払込みいただいた金額をお返しいたします。

<申出方法(書面の場合)>

- クーリング・オフは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます。
- 郵便により、上記期間内(8日以内の消印有効)に、以下の事項を記載した書面をニッセイダイレクト事務センターまで送付ください。

記載事項 ※黒ボールペンでご記入ください。

- 1 申込みを撤回もしくはご契約を解除する意思(理由の記載は任意)
- 2 申込番号
- 3 一時払保険料の金額
- 4 取扱金融機関名・支店名(または、支社・営業部名、募集代理店名)
- 5 返金先口座(銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人)
- 6 書面作成日
- 7 申込者または保険契約者の住所・電話番号
- 8 申込者または保険契約者のお名前(自署)

(記入例)

日本生命保険相互会社 行

1 私は保険契約の申込みの撤回を行います。
(理由)○○○○○○

2 申込番号 ××××××××××

3 一時払保険料 ××,×××,×××円

4 取扱金融機関 ○○銀行 ○○支店

5 返金先口座 ○○銀行 ○○支店
普通×××××××
口座名義人 ○○○○

6 20××年××月××日

7 住所 ○○県○○市○○町×丁目×番地×号
電話番号 ××××-××-××××

8 お名前 日生 太郎

郵送先

〒113-8661 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコート
日本生命保険相互会社 ニッセイダイレクト事務センター(クーリング・オフ担当)

<申出方法(電磁的記録の場合)>

- 日本生命では、電磁的記録によるお申し出の主たる窓口として、日本生命ホームページ(<https://www.nissay.co.jp>)をご案内しています。
- 日本生命ホームページから期間内(8日以内)にお申し出ください。
- 日本生命ホームページに記載の手順に沿って必要事項を入力してください。

2 責任開始の日・契約日

責任開始の日

日本生命がご契約のお申込みを承諾した場合、一時払保険料のお払込みが完了した日（日本生命指定の金融機関に着金した日）が契約上の責任開始の日となります。

募集代理店および募集代理店の取扱担当者（生命保険募集人）は、契約締結の代理権を有さないため、お申込みを承諾する権限がありません。

契約日

契約日は責任開始の日と同日になります。

3 死亡保険金のご請求

- 死亡保険金のお支払事由に該当した場合や、お支払いの可能性があると思われる場合、不明な点が生じた場合等は、すみやかに日本生命のお問合せ窓口までご連絡ください。なお、お手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができない可能性がありますので、契約者の住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。
- 死亡保険金の受取人変更等、ご契約内容を変更する場合もすみやかに日本生命のお問合せ窓口までご連絡ください。

4 死亡保険金をお支払いできない場合

死亡保険金をお支払いできない場合があります。代表的なものは次のとおりです。

- お支払事由に該当しない場合
- 死亡保険金の免責事由に該当した場合
 - 責任開始の日から3年以内の被保険者の自殺
 - 契約者または死亡保険金受取人の故意による被保険者の死亡
- 詐欺・不法取得目的によるものとして、ご契約が取消・無効とされた場合
- 死亡保険金を詐取する目的で事故を招いたときや、契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由により、ご契約が解除された場合

5 解約払戻金

- 一時払保険料は預貯金とは異なり、一部は死亡保険金のお支払い、ご契約の締結や維持・管理に必要な経費にあてられます。このため、ご契約後一定期間内に解約された場合の解約払戻金額は、一時払保険料を下回ります。
- 解約払戻金額は、適用される予定利率、被保険者の年齢、性別、経過した年月日数により異なります。
- 基本保険金額を減額し、減額分に対応する解約払戻金を受取ることができます。基本保険金額を減額した場合は、同時に死亡保険金額も同じ割合で減額されます。減額後の基本保険金額が200万円を下回る場合は、減額をお取り扱いできません。

6 税金の取扱い（2025年2月現在）

以下の内容は、2025年2月現在の税制にもとづくもので、将来変更されることがあります。また、解約払戻金、死亡保険金にかかる税金につきましては、実際にお支払事由等が発生した時点の税法の取扱いによります。

※個別の税務の取扱い等については、（顧問）税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。
※所得税の納付に際しては、復興特別所得税が別途課税されますのでご注意ください。

ご契約時

一時払保険料は、お払込みいただいた年の一般生命保険料控除の対象です（他の保険料控除の対象とはなりません）。ただし、契約者が納税者本人であり、保険金等の受取人が、自己または配偶者その他の親族である契約が対象となります。

保険期間中

<解約払戻金の受取りに際してかかる税金>

税の種類
所得税（一時所得）＋住民税

※一時所得の課税対象額*1＝
 $\{(\text{解約払戻金} + \text{配当金}) - \text{一時払保険料} - \text{特別控除額(限度額50万円)}\} \times 1/2$

*1 他の所得と合算して総合課税の対象となります。

*2 特別控除額（限度額50万円）は各々のご契約の解約払戻金額に対してではなく、年間の一時所得合計額に対しての控除です。

<死亡保険金の受取りに際してかかる税金>

ご契約内容	契約例			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
① 契約者と被保険者が同一人の場合	A	A	B	相続税
② 契約者と受取人が同一人の場合	A	B	A	所得税（一時所得）＋住民税
③ 契約者と被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	A	B	C	贈与税

※相続税は受取人が相続人*3の場合、相続税法上、他の死亡保険金等と合算のうえ、「生命保険金の非課税枠（500万円×法定相続人数*4）」が適用されます。

*3 相続を放棄した人や相続権を失った人は含まれません。

*4 法定相続人の数は、相続を放棄した人がいても、その放棄がなかったとした場合の相続人の数です。
ただし、法定相続数の数に含める養子の数は限られます（被相続人に実子がいる場合は1人、実子がいらない場合は2人まで）。

現在のご契約を解約・減額して 新しいご契約のお申込みをする場合

- 解約・減額時の払戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年月数によっては、まったくないこともあります。
- 解約・減額したご契約を元に戻すことはできません。
- 解約・減額した場合は、解約・減額をしなかった場合に比べて、配当金が少なくなることがあります。
- 現在のご契約と同一保険料でも、新しいご契約の死亡保険金額等が少なくなる場合があります。
- 詐欺による取消の規定等について、新しいご契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。
- 新しいご契約については、責任開始の日から3年以内の自殺の場合等には、死亡保険金をお支払いできない場合があります。

8 相互会社運営

日本生命は相互会社です。

相互会社では、契約者が社員となり、社員が選出する総代で構成する総代会では、経営に関する重要事項の審議と決議を行っています。

- 相互会社は、契約者同士が助け合う相互扶助の考え方にもとづく会社形態です。相互会社では、有配当保険の契約者が保険加入と同時に会社の構成員である社員となります。
- 社員の権利には、社員配当金請求権等があります。また、社員の代表である総代を選出する社員投票や総代会の傍聴を行うことができます。
- 日本生命は保険業法にもとづき、株式会社の株主総会に相当する意思決定機関として、総代会を設置しています。

9 生命保険会社が経営破綻した場合等

保険会社の業務または財産の状況の変化により、死亡保険金額等が削減されることがあります。

- 日本生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。
- 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、死亡保険金額等が削減されることがあります。

商品仕様 早見表

項目		内容	参照ページ
被保険者年齢範囲		50～90歳（契約日の満年齢）	P.18
死亡保険金受取人		被保険者の配偶者 または 3 親等内の親族 ※保険期間中に変更可能	P.18
告知		なし	P.7
払込方法		一時払のみ （日本生命指定の金融機関口座へのお振込み）	P.18
入金通貨（円）		200万円～7億円 ※10万円単位	P.18
予定利率		毎月1回（1日）設定され、ご契約時の予定利率が15年間保証されます。以後、10年ごとに予定利率は更改されます。	P.16
死亡保険金	第1保険期間	被保険者が死亡した日における死亡保険金額	P.16
	第2保険期間		
解約払戻金		経過した年月日数により計算	P.16
受取通貨		円	-
増額		取扱いなし	P.18
減額（一部解約）		取扱いあり ※減額後の基本保険金額が200万円以上となる必要があります。	P.18
契約者代理人		指定可	P.18
税金の取扱い	保険料	一般生命保険料控除の対象	P.24
	死亡保険金	契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係により、相続税 または 贈与税 または 所得税（一時所得）＋住民税	
	解約払戻金	所得税（一時所得）＋住民税	

※上記内容は将来変更される場合があります。